

物資事業の立替利率を引き下げ

令和元年10月1日から物資立替金の利率を引き下げました。

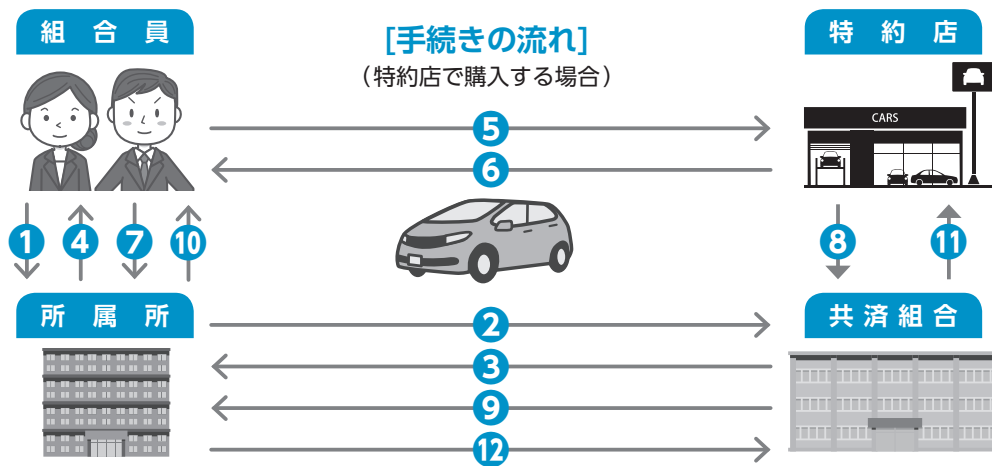
○物資立替金の立替利率

令和元年9月30日まで …… 1.98%
 令和元年10月1日から …… **1.56%**



自動車購入の際は、ぜひ物資事業をご利用ください。

立替対象	自動車(組合員およびご家族が使用する自動車、中古車を含みます。) ※自動二輪車不可
立替金額	300万円 (10万円以上5万円単位で立替)
立替手数料	新車 10,000円 中古車 5,000円(消費税別途) ○特約店で購入 ⇒ 特約店負担 ○特約店以外で購入 ⇒ 組合員負担
償還方法	立替翌月から給与控除による元利均等償還(ボーナス併用償還は50万円以上の場合選択可能)
利率	年利率 1.56%
申込締切日	毎月5日 (当組合必着)
送金日	請求書締切日の 当月28日 送金 ※ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。 ○特約店で購入……………特約店の指定口座へ送金 ○特約店以外で購入………組合員の当組合登録口座へ送金



- 組合員の手続き**
- ① 物資立替金償還能力調査書の提出
 - ⑤ 自動車購入票を提示・売買契約
 - ⑦ 自動車購入票(控)の提出(所属所用)

- 所属所の手続き**
- ② 物資立替金償還能力調査書の内容を確認し、共済組合に提出
 - ④ 自動車購入票を交付
 - ⑩ 立替金の決定通知・個別償還明細表の配付
 - ⑫ 償還金の振込(給与から控除)

- 特約店の手続き**
- ⑥ 自動車購入票(控)の交付(所属所用、組合員用)および自動車の納品
 - ⑧ 物資立替金の請求

- 共済組合の手続き**
- ③ 物資立替金償還能力調査書を審査し、これを認めた場合、所属所に自動車購入票の交付を依頼
 - ⑨ 立替金の決定通知・個別償還明細表の送付
 - ⑪ 物資立替金の送金

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412